

令和5年1月

事業者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

標準契約書（物品長期借入）の改正及び本組合契約の取扱いについて

物品長期借入契約における手続の適正性を確保するため、令和5年2月1日付けで次のとおり標準契約書を改正しますので、周知いたします。また、改正前の標準契約書によって締結した契約の取扱いについても併せて周知いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

別紙 「新旧対照表」 のとおり

2 本組合契約の取扱いについて

(1) 既に改正前の契約書で締結している契約

・ 本改正に伴う契約変更等の手続きは不要とします。

(2) 令和5年2月1日以降に発注する契約

・ 令和5年2月1日以降に発注する契約については、改正後の契約書を使用することとします。

3 担当

大阪広域環境施設組合総務部経理課（契約担当）

電話 06-6630-3334

別紙

物品長期借入契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(契約の保証)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、一般競争入札においては<u>契約金額(当初年度)</u>を一年あたりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。)の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。</p> <p>[3-5 略]</p> <p>(履行遅延の場合における延滞違約金)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の延滞違約金の額は、<u>契約金額(当初年度)</u>を一年あたりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合にあっては、借入期間内に支払うことが見込まれる総額。)につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。</p> <p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p>第23条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、一般競争入札においては<u>契約金額(当初年度)</u>を一年あたりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合にあって</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、一般競争入札においては<u>契約金額</u>を一年あたりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。)の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。</p> <p>[3-5 同左]</p> <p>(履行遅延の場合における延滞違約金)</p> <p>第13条 [同左]</p> <p>2 前項の延滞違約金の額は、<u>契約金額</u>を一年あたりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合にあっては、借入期間内に支払うことが見込まれる総額。)につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。</p> <p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p>第23条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、一般競争入札においては<u>契約金額</u>を一年あたりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合にあっては、借入期間内</p>

<p>は、借入期間内に支払うことが見込まれる総額。)の10分の1、指名競争入札、随意契約においては<u>契約金額</u>(<u>当初年度</u>)を一年あたりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合にあっては、借入期間内に支払うことが見込まれる総額。)の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>〔(1)-(2) 略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前条の規定により<u>契約が解除</u>された場合においては、受注者は、<u>予定総額</u>の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>に支払うことが見込まれる総額。)の10分の1、指名競争入札、随意契約においては<u>契約金額</u>を一年あたりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合にあっては、借入期間内に支払うことが見込まれる総額。)の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>〔(1)-(2) 同左〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>3前条の規定により<u>契約解除</u>された場合においては、受注者は、<u>契約金額</u>の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この標準契約書の改正は、令和5年2月1日から施行する。ただし、令和5年2月1日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

物品長期借入契約書（単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(契約が解除された場合等の違約金) 第 23 条の 3 〔略〕 〔2 略〕 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、 <u>単価契約金額に予定数量を乗じた額</u> の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。	(契約が解除された場合等の違約金) 第 23 条の 3 〔同左〕 〔2 同左〕 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、 <u>契約金額</u> の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この標準契約書の改正は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 2 月 1 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。